

1 河畔林下草刈り (これまでの取組)

基本的な考え方

- ヒグマの侵入経路を遮断、市街地侵入を抑制
- 地域住民が主体的かつ継続的に実施するよう促進

現在実施している箇所

- 南区石山地区 (豊平川) (H26~) 【地域】
- 南区藤野地区 (野々沢川) (R1~) 【学校】
- 南区簾舞地区 (簾舞川) (R2~) 【町内会】
- 南区真駒内地区 (真駒内川) (R2~) 【町内会、学校】

評価・課題

- 南区では少しずつ浸透している
- 一方で他区での実績はなし

2 R3.6月東区市街地出没事案

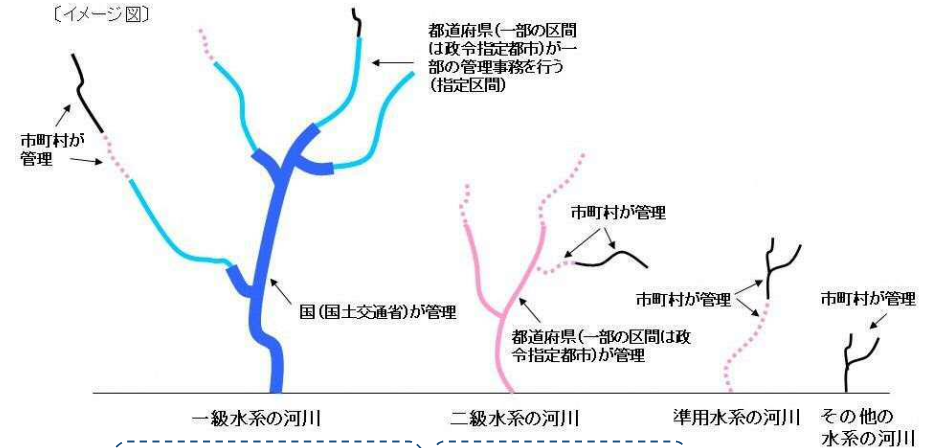


より広範囲での緑地管理の必要性が示唆される

3 河川の管理区分 (参考)

国土交通省公式ホームページ「河川の管理区分について」  
<https://www.mlit.go.jp/river/rivou/kubun/index.html>  
 札幌市公式ホームページ「札幌市の河川分類」  
<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/menu02-01.html#ishikari1kyuu>

河川	管理	凡例
一級河川	直轄区間 国土交通省 指定区間 都道府県 (一部の区間は政令指定都市)	■
二級河川	都道府県 (一部の区間は政令指定都市)	■
準用河川	市町村	■
普通河川 (河川法適用外)	市町村	■



- 一級水系の河川: 石狩川、茨戸川、伏龍川、創成川、篠路新川、雁来新川、豊平川、厚別川、月寒川、望月寒川 など
- 二級水系の河川: 新川、琴似発寒川、中の川、左股川、界川 など

4 河川管理としての維持管理

- (例)  
 [札幌市管理の河川]  
 ●年1回草刈りを実施  
 ●期間は7月あたり  
 (春は草が伸びきっていないため、夏期に実施)  
 ●市管轄の河川、市が管理する緑地のみ

例えば...

	草刈り	ヒグマのライフサイクル
4月		冬眠明け
5月	ヒグマの侵入抑制策としての草刈り	繁殖期 = 行動範囲拡大
6月		
7月	河川の維持管理としての草刈り (河川部局)	
8月		
9月		
10月		

協議事項

- 河川の下草刈りのあり方
- (市で草刈りを行う場合)
- どの河川をどの程度(範囲)行うか
  - 有効性、費用対効果
  - 地域との協働での草刈りとの棲み分け